

## 解説

### 【一般読者対象記事】

## デジタル改革と年金のデジタル化

新型コロナウイルス対応のため遅れていた菅政権によるデジタル改革ですが、2021年5月12日、司令塔となるデジタル庁の創設などを盛り込んだ6つの「デジタル改革関連法」が参議院本会議で成立しました。この成立を受けて、政府は9月のデジタル庁創設に向けて本格的な準備を開始しました。こうしたデジタル化の推進は、年金など社会保険関連の取扱いにも影響が予想されます。

### 【デジタル改革とは？】

デジタル改革とは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」をスローガンに、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指すための改革です。デジタル社会の形成においては、①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献を基本原則とします。

デジタル改革の基本方針は、「IT基本法の見直し」と「デジタル庁の設置」にあります。政策の中心となるデジタル庁は2021年9月に創設されます。組織の縦割りを排し、国全体のデジタル化を主導します。

### 【デジタル改革関連法とは】

「デジタル改革関連法」は、次の6つの法律で構成されています。

#### (1) デジタル社会形成基本法

デジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策が推進されます。

「デジタル社会形成基本法」は2000年に制定された「IT基本法」に替わる制度で、デジタル社会を目指すうえでの基本理念のほか、国と地方公共団体、事業者のそれぞれの責務などが定められています。

#### (2) デジタル庁設置法

デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りをなくし、行政サービスの向上が図られます。

2021年9月にデジタル庁を創設します。デジタル庁はデジタル改革の司令塔として国の情報システムを統括する機関です。

#### (3) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

官民や地域の枠を超えたデータ利活用を推進し、マイナンバーの情報連携促進、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等を図ります。

個人情報関係3法※が一本に統合され、地方公共団体の制度について全国的な共通ルールが設定されます。また、押印・書面手続の見直しも行われます。さらに、医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用範囲の拡大、郵便局での電子証明書の発行・更新等、本人同意に基づく署名検証者の基本情報の提供、電子証明書のスマートフォンへの搭載、転入地への転出届に関する情報の事前通知、マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化等が盛り込まれています。

※個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の3法を個人情報関連3法といいます。

#### (4) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律

国民が行う申請手続の簡素化・給付の迅速化が図られます。

希望者はマイナポータルからの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようになります。また、緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に、登録した口座を利用できるようになります。

#### (5) 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

国民が行う相続時や災害時の手続の負担の軽減等が実現されます。

本人の同意を前提に、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナポータルからも登録できる仕組みが創設されます。また、相続時や災害時などに、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みが創設されます。

#### (6) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等が図られます。

地方公共団体の基幹系情報システムについて国が基準を策定し、この基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みが構築されます。

### 【年金制度に係る手続のデジタル化】

現在、従来の電子申請に加えてGビズID（法人共通認証基盤）を活用したID・パスワード方式による電子申請が推奨されています。社会保険の適用関係の届出、賃金に関する届出、異動や被扶養者に関する届出などの手続が、365日24時間いつでも、年金事務所に出向かなくても事業所などから行うことができ、時間やコストの削減が期待できます(表)。新型コロナの感染予防の観点からもこうしたデジタル化への動きは加速すると思われます。

また、マイナンバーの導入により添付書類や現況届などが不要となるケースがあります。

今後デジタル革命が進めば、より本人確認や所得の状況確認を行いやすくなり、申請や給付のデジタル化はますます浸透していくと思われます。

※2021年4月から、資本金等の額が1億円を超える特定の法人の事業所が社会保険に関する一部の手続を行う場合には、一部の手続（「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」）の電子申請が義務付けられています。

### 【個人情報保護制度とデジタル改革】

「デジタル改革関連法」には、個人情報保護制度の見直しが盛り込まれています。個人情報保護法を改正し、国や地方自治体、民間でそれぞれ異なっていた個人情報保護のルールが一本化されます。これまでそれぞれの地方自治体が条例で個別に定めていた個人情報保護のルールも全国共通化されます。また、個人情報が適正に取り扱われているかどうかの監視・監督体制については、これまで主に民間を対象にしていた政府の個人情報保護委員会を国の行政機関・地方自治体で一元的に監督する仕組みに改められます。

ルールの一本化について野党からは、第三者への情報提供や目的外利用の基準が緩和されるケースがあるのではないかなどといった懸念が出ています。

これに対し政府は、個人情報保護委員会の体制を強化し、個人が自治体などに不適正な利用の停止を求めることができる権利を確実なものとするために、ガイドラインを策定するなど対策を講じることにしています。

### <表> 社会保険（健康保険・年金）に係る手続きのデジタル化（2021年4月現在）

#### 電子申請が可能な手続 <GビズID/e-Gov/届書作成プログラム>

##### <GビズIDに対応>

- ◆健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届
- ◆健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届
- ◆健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届
- ◆国民年金第3号被保険者関係届
- ◆健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届
- ◆健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届
- ◆健康保険・厚生年金保険 被扶養者（異動）届

##### <e-Govに対応>（CSVファイルを添付）

- ◆健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届/70歳以上被用者該当届
- ◆健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届/70歳以上被用者非該当届
- ◆健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届/70歳以上被用者算定基礎届
- ◆健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届/70歳以上被用者月額変更届
- ◆健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届/70歳以上被用者賞与支払届
- ◆健康保険・厚生年金保険被扶養者（異動）届
- ◆国民年金第3号被保険者関係届

##### <届書作成プログラムに対応>

- ◆健康保険・厚生年金保険 資格取得届
- ◆健康保険・厚生年金保険 算定基礎届
- ◆健康保険・厚生年金保険 賞与支払届
- ◆国民年金第3号被保険者関係届
- ◆健康保険・厚生年金保険 資格喪失届
- ◆健康保険・厚生年金保険 月額変更届
- ◆健康保険・厚生年金保険 被扶養者（異動）届

#### 電子媒体申請が可能な手続

- ◆健康保険・厚生年金保険 資格取得届
- ◆健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届
- ◆健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届
- ◆国民年金第3号被保険者関係届
- ◆健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届
- ◆健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届
- ◆健康保険被扶養者（異動）届

#### マイナンバーとの連携で省略できる添付書類

##### <国民年金・厚生年金保険>

- ◆住民票 ◆所得証明書 ※ケースによっては添付書類での確認が必要となる場合もあります。

##### ●マイナンバーを記載することで基礎年金番号の記載が不要となる届出(例)

※日本年金機構では基礎年金番号も有効に取り扱っています。

##### <共通>

- ◆個人番号登録届 ◆個人番号変更届 ◆年金手帳再交付申請書 ◆基礎年金番号住所変更届
- ◆基礎年金番号生年月日訂正届 ◆基礎年金番号性別訂正届

##### <国民年金>

- ◆国民年金第3号被保険者関係届 ◆国民年金保険料免除・納付猶予・申請書
- ◆国民年金保険料追納申請書 ◆国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書 など

##### <健康保険・厚生年金保険>

- ◆健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届/70歳以上被用者該当届
- ◆健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届/70歳以上被用者非該当届
- ◆健康保険・厚生年金保険被扶養者（異動）届 など

##### <年金給付>

- ◆年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付） ◆年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）
- ◆年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付） ◆老齢基礎・厚生年金 年金支給繰下げ請求書 など

※海外に転出する場合や国民年金保険料の口座振替申出などについてはマイナンバーではなく基礎年金番号で手続きを行います。

##### ●マイナンバーカードの提示でできること

- ◆年金に関する相談 ◆年金記録の照会

##### ●マイナンバーと現況届

現況届の提出の際には、住民票の添付またはマイナンバーの記入が必要。

##### <日本年金機構から送付された氏名等があらかじめ印刷された現況届にマイナンバーを記入し提出する場合>

- ◆番号確認（マイナンバーの正しい持ち主であることの確認）書類の添付が必要。
- ◆マイナンバーカードや通知カードの番号記載面のコピー等を現況届とあわせて提出する。

##### <年金事務所等やホームページに備え付けの現況届で提出する際にマイナンバーを記入する場合>

- ◆番号確認および身元（実存）確認（マイナンバーの正しい持ち主であることの確認）が必要。

※利用者はマイナンバー法に基づき、日本年金機構にマイナンバーを登録します。

マイナンバー登録後は、現況届の提出や住所変更の届出が原則不要となります。